

函館市助産の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 6 月 1 2 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 5 9 号

函館市助産の実施に関する規則の一部を改正する規則

函館市助産の実施に関する規則（昭和 4 6 年函館市規則第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、市長は、当該提示により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、その提示を省略させることができる。

別表備考第 1 項中「平成 1 1 年 4 月 3 0 日厚生省発児第 8 6 号厚生事務次官通知」を「令和 5 年 5 月 1 0 日こ支家第 4 7 号こども家庭庁長官通知」に、「第 5 条の 4 第 6 項，第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「第 5 条の 4 第 5 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 6 月 1 5 日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。